

波佐見町中間前金払制度の導入について（お知らせ）

波佐見町企画財政課財政管財係

工事の請負者が前払金を受けた後、工事が半分以上経過した時点で、要件を満たした場合に前払金を追加して受けることができる「中間前金払制度」を平成27年4月1日から実施しますのでお知らせします。

制度の内容

対象工事	契約金額300万円以上で既に前払金を受け取っている工事
対象金額	請負代金の2割以内で、既支払済みの前払金を含めて請負代金額の10分の6を超えない範囲
認定要件	ア 工期の2分の1を経過していること イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること
手続きの流れ	1 申請者は、認定請求書を発注担当課窓口へ提出する。 2 発注担当課は認定請求書受理後7日以内に認定審査を行い、認定調書を申請者へ発行する。 3 申請者は認定調書を受理後、支払請求書と保証事業会社の保証を発注担当課へ提出する。 4 発注担当者は支払請求書を受理後20日以内に申請者へ支払う。

【お問い合わせ】

波佐見町役場企画財政課 財政管財係

電話 0956-85-2111